

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案要綱

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴い、次のように関係法律の規定の整備をすること。

第一 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年

法律第十七号）及びサリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）の一部改正

爆発物取締罰則、火炎びんの使用等の処罰に関する法律及びサリン等による人身被害の防止に関する法律に規

定される罪の一部につき、刑法第四条の二の例に従うものとする。

第二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部改正

一 核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又はその放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処するものとする。（第七十

六条の二第一項関係）

二 核燃料物質によつて汚染された物をみだりに取り扱うことにより、その放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者も、一と同様とすること。（同条第二項関係）

三 一及び二の罪並びにこれらの未遂罪は、刑法第四条の二の例に従うものとする。（第七十六条の四関係）

第三 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部改正

一 放射性同位元素を装備している機器若しくは放射線発生装置をみだりに操作し、又はその他不当な方法で、放射線を発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処するものとする。

(第五十一条第一項関係)

二 一の罪の未遂は、罰するものとする。 (同条第三項関係)

三 一及び二等の罪は、刑法第四条の二の例に従うものとする。 (第五十一条の二関係)

第四 細菌兵器 (生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律 (昭和五十七年法律第六十一号) の一部改正

一 この法律は、細菌兵器 (生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の適確な実施を確保するため、生物兵器及び毒素兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、生物剤及び毒素を発散させる行為を規制する等の措置を講ずることを目的とすること。 (第一条関係)

二 生物兵器又は毒素兵器を使用して、当該生物兵器又は当該毒素兵器に充てんされた生物剤又は毒素を発散させた者は、無期若しくは二年以上の懲役又は千万円以下の罰金に処するものとする。 (第九条第一項関係)

三 生物剤又は毒素をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処するものとする。 (同条第二項関係)

四 二及び三の罪の未遂は、罰するものとする。 (同条第三項関係)

五 二から四までの罪は、刑法第四条の二の例に従うものとする。 (第十一条関係)

第五 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 (平成七年法律第六十五号) の一部改正

- 一 この法律は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を規制する等の措置を講ずることを目的とすること。（第一条関係）
- 二 毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処するものとする。（第三八条第二項関係）
- 三 二の未遂罪は罰するものとする。（同条第三項関係）
- 四 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第一項の罪及びその未遂罪は刑法第三条及び第四条の二の例に、二及び三の罪は同法第四条の二の例に従うものとする。（第四十二条関係）

第六 附 則

- 一 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。（附則第一条関係）
- 二 その他所要の整備を行うこと。（附則第二条ないし第四条関係）